

「はい、こちら企業の労働110番です」
ご相談の内容は、「前職もうつ病で辞めている労働者が、メンタル不調で休業してしまった。解雇できるか」というもの



さちが企業の労働110番です

渡邊恵子社会保険労務士事務所 所長
名北労働基準協会専門相談員
産業カウンセラー・特定社会保険労務士

渡邊 恵子

つとつて、ゆっくりと休業していただき復帰を援助してください」とお答えしました。会社のご担当も、休業を認めざるを得ないのは納得され電話を切られました。

メンタルヘルス

対策は、第1次予防（メンタル不調者を出さない）が

重要であると言わ

れています。しか

し、これをしたら

万全であるものが、

確立していいものの

も第1次予防です。

ストレスの少ない職場、働きやすい職場、快適職場で

あるためには、根

本（もと）である

「相手を人間として尊重する」「労

働契約に立ちかえ

ました。

このご相談は、このこ

とを考えさせられるもの

がありました。

このご相談は、このこ

とを考えさせられるもの

ありました。

この労働者の休業期間

中は、健康保険の傷病手

当金の申請を行うことと

なり、その時、会社に相

りました。

「誰がみても復帰の可

能性が全くないのであれ

ば別ですが、復帰の可能

性がある以上、この段階

での解雇はできません。

就業規則の休職規定にの

2度目のご相談は、「前回相談した労働者が、労働局の紛争調整委員会にあつせんの申し立てをしました。受けなければいけないか」というものでした。一般的な話でいうならば、あつせんは必ずしも受けなければいけないものであります。ところが、それをきっかけに労働者の対応が

豹変しました。労働者の言い分は、「過重労働が原因でメンタル不調が再発し、休業に追い込まれたので、労災相当分の補償、加えて労働者の状態を知ついたにも関わらず、会社はまったく対策をとらなかつた安全配慮義務違反の損害賠償、そして社長のパワハラによる損害賠償も請求する」というものでした。

なぜこの事例を第1次

予防が難しい事例に挙げたかというと、この会社

がメンタル不調者を出さない通常の対策をとったとしても、また不調者が

出る可能性があると思つ

たからです。
労働者は人として尊重されていないと感じると、多大なストレスを感じます。会社は往々に労働者がどう感じているのかに钝感です。

それとともに、労働者は会社が求める水準の労働力を、誠実に提供することを約束して働いていることを思い出すべきで

すし、会社は労働の提供に見合うだけの賃金を支払うだけでなく、労働者が職業生活を全うできるよう、安全に配慮した職場にしていく責務を忘れてはいけないと思います。



はあります。しかし、前の話とはあまりにもつながらないので、詳しく聞いてみると、しまいました。

この労働者の休業期間中は、健康保険の傷病手当金の申請を行うこととなり、その時、会社に相

りました。

当協会では毎週火・曜日の午後にメンタルヘルス相談室（会員無料）を開設し、隔月にてメンタルヘルス管理者研修（有料）を実施しております。相談員、講師ともに渡邊恵子相談員が担当します。

メンタルヘルス相談室
企業の労働110番（☎ 052-961-7110）